# 社会福祉法人運営
# 自己点検・自己評価表
（令和４年３月14日付改正
指導監査ガイドライン準拠）

# 令和６年度

| | |
|---|---|
| 法人名 | 社会福祉法人　誠心福祉会 |
| 評価した者の氏名 | 理事長　橋本　良孝 |
| 評価年月日 | 令和7年8月1日 |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅰ　法人運営** | | | | |
| １．定　　款 | **１　定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。** | | | |
| | （１）定款の必要的記載事項（社会福祉法第31条第１項）が、事実に反するものとなっていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２　定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。** | | | |
| | （１）定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ※所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。 | | | |
| | **３　法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。** | | | |
| | （１）定款を事務所に備え置いているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）公表している定款は直近のものであるか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ２．内部管理体制 | **１　特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。** | | | |
| | （１）内部管理体制が理事会で決定されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ３．評議員・評議員会 | **１　法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。** | | | |
| | （１）定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －１　評議員の選任 | **２　評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。** | | | |
| | （１）欠格事由に該当する者が選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （４）社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて選任されていないか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （５）実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （６）地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （７）暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| －２ 評議員会の招集・運営 | **３ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。** | | | |
| | （１）評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **１ 評議員会の招集が適正に行われているか。** | | | |
| | （１）評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２ 決議が適正に行われているか。** | | | |
| | （１）決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）決議が必要な事項について、決議が行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （４）決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （５）評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **３ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。** | | | |
| | （１）厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合に）、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **４ 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。** | | | |
| | （１）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）会計監査人設置法人は、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、会計監査人の監査を受けているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を受けているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （４）会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （５）会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| ４．理　事 | | | | |
| －１　定　数 | **１　法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。** | | | |
| | （１）定款に定める員数が選任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （３）欠員が生じていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －２　選任及び解　任 | **１　理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。** | | | |
| | （１）評議員会の決議により選任又は解任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －３　適格性 | **１　理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。** | | | |
| | （１）欠格事由を有する者が選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （４）実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （５）地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （６）暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２　理事として含まれていなければならない者が選任されているか。** | | | |
| | （１）社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －４　理事長 | **１　理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。** | | | |
| | （１）理事会の決議で理事長を選定しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| ５．監　事 | | | | |
| －１　定　数 | **１　法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。** | | | |
| | （１）定款に定める員数が選任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （３）欠員が生じていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| －２　選任及び解任 | **１　法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか。** | | | |
| | （１）評議員会の決議により選任されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２　監事となることができない者が選任されていないか。** | | | |
| | （１）欠格事由を有する者が選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）評議員、理事又は職員を兼ねていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （４）社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （５）実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （６）地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （７）暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **３　法に定める者が含まれているか。** | | | |
| | （１）社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －３　職務義務 | **１　法令に定めるところにより業務を行っているか。** | | | |
| | （１）理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）理事会への出席義務を履行しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ６．理事会 | | | | |
| －１　審議状況 | **１　理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。** | | | |
| | （１）権限を有する者が招集しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２　理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。** | | | |
| | （１）決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）決議が必要な事項について、決議が行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| | （３）決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （４）理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （５）書面による議決権の行使が行われていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **３　理事への権限の委任は適切に行われているか。** | | | |
| | （１）理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）理事に委任される範囲が明確になっているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **４　法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。** | | | |
| | （１）実際に開催された理事会において、必要な回数以上の報告がされているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －２　記　録 | **１　法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。** | | | |
| | （１）法令で定めるところにより議事録が作成されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （４）議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －３　債権債務の状況 | **１　借入は、適正に行われているか。** | | | |
| | （１）借入(多額の借財に限る。)は、理事会の決議を受けて行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ７．会計監査人 | **１　会計監査人は定款の定めにより設置されているか。** | | | |
| | （１）特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （２）会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （３）会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | **２　法令に定めるところにより選任されているか。** | | | |
| | （１）評議員会の決議により適切に選任等がされているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | **３　法令に定めるところにより会計監査を行っているか。** | | | |
| | （１）省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （２）財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| ８．評議員、理事監事及び会計監査人の報酬 | | | | |
| －１ 報酬 | **１ 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。** | | | |
| | （１）評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２ 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。** | | | |
| | （１）理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **３ 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。** | | | |
| | （１）監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **４ 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。** | | | |
| | （１）会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| －２ 報酬等支給基準 | **１ 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。** | | | |
| | （１）理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －３ 報酬の支給 | **１ 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。** | | | |
| | （１）評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －４ 報酬等の総額の公表 | **１ 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。** | | | |
| | （１）理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| Ⅱ 事 業 | | | | |
| １．事業一般 | **１ 定款に従って事業を実施しているか。** | | | |
| | （１）定款に定めている事業が実施されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）定款に定めていない事業が実施されていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２「地域における公益的な取組」を実施しているか。** | | | |
| | （１）社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ２．社会福祉事業 | **１ 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。** | | | |
| | （１）当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められない使途に充てていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２ 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。** | | | |
| | （１）社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ３．公益事業 | **１ 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。** | | | |
| | （１）社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ４．収益事業 | **１ 法に基づき適正に実施されているか。** | | | |
| | （１）社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （２）収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | **２ 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。** | | | |
| | （１）事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （２）法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （３）当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。 | ☐ | ☐ | ☑ |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| Ⅲ 管　理<br>１．人事管理 | **１　法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。** | | | |
| | （１）重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）職員の任免は適正な手続により行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| ２．資産管理<br>－１　基本財産 | **１　基本財産の管理運用が適切になされているか。** | | | |
| | （１）法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。<br>　また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －２　基本財産以外の財産 | **１　基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。** | | | |
| | （１）基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －３　株式保有 | **１　株式の保有は適切になされているか。** | | | |
| | （１）株式の保有が法令上認められるものであるか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （２）株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| －４　不動産の借用 | **１　不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。** | | | |
| | （１）社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （２）社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| ３．会計管理<br>－２　規程・体制 | **１　経理規程を制定しているか。** | | | |
| | （１）定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）経理規程が遵守されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２　予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。** | | | |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| | （1）予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （2）会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配意した体制とされているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －３　会計処理 | **１　事業区分等は適正に区分されているか。** | | | |
| | （1）事業区分は適正に区分されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （2）拠点区分は適正に区分されているか | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （3）拠点区分について、サービス区分が設けられているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２　会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。** | | | |
| | （1）会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **３　計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。** | | | |
| | （1）作成すべき計算書類が作成されているか。 | | | |
| | ａ．資金収支計算書 | | | |
| | ⅰ．計算書類に整合性がとれているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ⅱ．資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ⅲ．資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ⅳ．予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **ｂ．事業活動計算書** | | | |
| | ⅰ．計算書類に整合性がとれているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ⅱ．事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ⅲ．収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ⅳ．寄附金について適正に計上されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **ｃ．貸借対照表** | | | |
| | ⅰ．計算書類に整合性がとれているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | ⅱ．貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （2）資産は実在しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （3）資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （4）有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （5）資産について時価評価を適正に行っているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （6）有価証券の価額について適正に評価しているか。 | ☐ | ☐ | ☑ |
| | （7）棚卸資産について適正に評価しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （8）負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。 | ☑ | ☐ | ☐ |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 2 出来ていない | 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| | （９）引当金は適正かつ網羅的に計上されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (10) 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (11) 賞与引当金を適正に計上しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (12) 退職給付引当金を適正に計上しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (13) 上記のほか、引当金の計上は適切か。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (14) 純資産は適正に計上されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (15) 基本金について適正に計上されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (16) 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | (17) その他の積立金について適正に計上されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －４　会計帳簿 | **１　会計帳簿は適正に整備されているか。** | | | |
| | （１）拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －５　附属明細書等 | **１　注記が法令に基づき適正に作成されているか。** | | | |
| | （１）注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **２　附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。** | | | |
| | （１）作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **３　財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。** | | | |
| | （１）財産目録の様式が通知に則しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| **第４　その他**<br>－１　特別の利益供与の禁止 | **１　社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。**<br>（１）評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －２　社会福祉充実計画 | **１　社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。**<br>（１）社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| －３　情報の公表 | **１　法令に定める情報の公表を行っているか。**<br>（１）法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 1 出来ている | 評価 2 出来ていない | 評価 3 該当なし |
|---|---|---|---|---|
| －４　その他 | **１　福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るため措置を講じているか。** | | | |
| | （１）福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 | ☐ | ☑ | ☐ |
| | **２　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。** | | | |
| | （１）福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **３　当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。** | | | |
| | （１）登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、２週間以内に変更登記をしているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）資産の総額については、会計年度終了後３か月以内に変更登記をしているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | **４　契約等が適正に行われているか。** | | | |
| | （１）法人印及び代表者印の管理について管理が十分に行われているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （２）理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。 | ☑ | ☐ | ☐ |
| | （３）随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適当か。 | ☑ | ☐ | ☐ |

# 社会福祉施設運営
# 自己点検・自己評価表

（社会福祉法人用　幼保連携型認定こども園）

# 令和６年度

| | |
|---|---|
| 施　　設　　名 | 池上わかばこども園 |
| 評価した者の氏名 | 園長　橋本　健次 |
| 評　価　年　月　日 | 令和７年８月１日 |

令和６年度

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 ①できている | 評価 ②できていない |
|---|---|---|---|
| **Ⅰ　職員処遇** | | | |
| １　職　　員<br>１　施　設　長<br>（管 理 者） | １．施設長の出勤・勤務状況は適切になされているか。 | ① | ２ |
| ２　職　　員 | １．職員の配置状況は、配置基準を充たしているか。 | ① | ２ |
| | ２．資格を要する職種に無資格職員を配置していないか。 | ① | ２ |
| ３　人事管理 | １．労働者名簿は整備されているか。 | ① | ２ |
| | ２．履歴書、資格証明書等で職員の保有資格を確認しているか。 | ① | ２ |
| | ３．出勤簿、超過勤務命令簿、出張命令簿、有給休暇管理簿等により職員の出退勤等の労務管理を行っているか。 | ① | ２ |
| | ４．非常勤職員との労働条件通知書（雇用契約書）は整備されているか。また、必要事項は記載されているか。 | ① | ２ |
| | ５．通算５年を超えて繰り返し雇用している労働者から申し出があった場合、無期労働契約への転換を行っているか。 | ① | ２ |
| ４　就業規則 | １．就業規則は、労働時間に関する事項（始業・終業時刻、休憩、休日、休暇等）及び退職に関する事項（解雇の事由を含む）を規定しているか。 | ① | ２ |
| | ２．非常勤職員に適応する就業規則は、作成されているか。 | ① | ２ |
| | ３．就業規則は、労働基準法など関係法令、労働協約に反していないか。 | ① | ２ |
| | ４．管理監督の地位にある者の定めは明確か。また、職名により規定されているか。 | ① | ２ |
| | ５．管理監督者は、労働時間、休暇及び休日に関する規定の適用除外となっているか。 | ① | ２ |
| | ６．定年の定めは、60 歳以上となっているか。 | ① | ２ |
| | ７．65 歳未満の場合は高年齢者雇用確保措置が講じられているか。 | ① | ２ |
| | ８．解雇制限、解雇予告の規定は適切か。 | ① | ２ |
| | ９．年次有給休暇は、適正に規定されているか。 | ① | ２ |
| | 10．産前産後休暇の期間は適正か。有給無給を明示しているか。 | ① | ２ |
| | 11．育児時間は規定されているか。有給無給を明示しているか。 | ① | ２ |
| | 12．生理休暇は必要日数となっているか。 | ① | ２ |
| | 13．業務上の傷病に対する災害補償の規定はあるか。 | ① | ２ |
| | 14．懲戒規定の減給は、制裁規定の制限を超えていないか。 | １ | ② |
| | 15．職員が正当な理由なく、業務上知り得たサービス受給者又はその家族の秘密を漏らさない旨の規定はあるか。また、退職後も同様としているか。 | ① | ２ |
| | 16．規定がない場合、他の方法（誓約書等の徴取等）により個人情報保護の対策が取られているか。 | ① | ２ |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 ①できている | 評価 ②できていない |
|---|---|---|---|
| 5 育児休業規程<br>介護休業規程 | 1．育児、介護休業規程は、最新の改正が反映されているか。<br>（最新の改正：R７．４．１） | ① | 2 |
| | 2．育児休業について、子が１歳（一定の場合には２歳）に達するまで取得できる旨規定されているか。 | ① | 2 |
| | 3．介護休業について、介護を要する家族１名につき、３回を上限として、通算して93日までの期間で申し出た期間取得できる旨規定されているか。 | ① | 2 |
| | 4．育児休業期間中、社会保険料本人負担分の負担が必要である旨規定していないか。<br>また、本人の申し出がないと免除できない規定になっていないか。 | ① | 2 |
| | 5．年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業した期間は、出勤したものとみなしているか。 | ① | 2 |
| | 6．育児・介護を行う労働者について、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者や家族を介護する者から請求があれば、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、１か月につき24時間、１年について150時間を超える時間外労働をさせてはならない旨規定しているか。 | ① | 2 |
| | 7．育児・介護を行う労働者について、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者や家族を介護する者から申し出があれば、午後10時から午前５時までの間、勤務させてはならない旨規定しているか。<br>（他に養育、介護する者がいない場合のみ） | ① | 2 |
| | 8．育児・介護休業を請求しない者について、勤務時間の短縮等の措置をとる旨規定しているか。 | ① | 2 |
| | 9．所定外労働の免除について規定されているか。 | ① | 2 |
| | 10. 子の看護休暇について規定されているか。 | ① | 2 |
| | 11. 介護休暇について規定されているか。 | ① | 2 |
| | 12. 育児・介護休業等（子の看護休暇・介護休暇を含む）において、法に定める一定の者を除外対象とする場合は、労使協定を締結しているか。<br>（労働基準監督署への届出は不要） | ① | 2 |
| 6 旅費規程 | 1．旅費規程は、整備されているか。 | ① | 2 |
| 7 給与規程 | 1．給与規程は、賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払いの時期、昇給に関する事項が規定されているか。 | ① | 2 |
| | 2．給与、諸手当の金額等について明確に規定されているか。<br>また、規定に基づき適正に支給、決定等が行われているか。 | ① | 2 |
| | 3．管理職手当が支給されている職員に、特殊業務手当や超過勤務手当等の手当が支給されていないか。 | ① | 2 |
| | 4．時間単価、日割単価の計算式は明確か。 | ① | 2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価<br>①できている　②できていない |
|---|---|---|
| 7 給与規程 | 5．割増賃金の基礎となる賃金は、本俸＋常時支給される手当となっているか。<br>（※扶養手当、通勤手当、住宅手当は計算のベースに算入不要。<br>ただし、一律に定額で支給されている場合は算入必要。）<br>6．24 協定は、締結されているか。（※労働基準監督署への届出は不要）<br>また、協定にない費目を給与から控除していないか。<br>7．36 協定は、締結されているか。また、締結時期は適正か。 | ①　2<br><br><br><br>①　2<br><br>①　2 |
| 8 職員の健康管理 | 1．職員採用後、直ちに健康診断を実施しているか。<br>または、３か月以内に受診した健康診断書を徴取しているか。<br>2．年１回以上（深夜勤務従事者は半年に１回以上）定期健康診断を実施しているか。<br>3．常時 50 人以上の労働者を使用する事業場については、衛生委員会を設置しているか。<br>4．労働者が 10 人以上 50 人未満の事業場にあっては「衛生推進者」を選任し、従業員に掲示等により周知しているか。 | ①　2<br><br>①　2<br><br>①　2<br><br>①　2 |
| **Ⅱ．利用者支援** | | |
| 1 基本方針・組織<br>(1)園則 | 1．施設管理や基本方針等を定めた園則が整備されているか。<br>2．園則に整備すべき内容※はすべて含まれているか。<br>※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法施行規則第 16 条に定める各項目<br>3．園則が実態と乖離していないか。<br>4．職員、保護者に規程が周知されているか。 | ①　2<br>①　2<br><br><br>①　2<br>①　2 |
| 2 施設設備 | 1．設備運営基準に定める設備※を有しているか。<br>※「職員室」「乳児室又はほふく室」「保育室又は遊戯室」「保健室」「調理室」「便所」「飲料水用設備」「手洗用設備及び足洗用設備」<br>2．建物の構造や部屋の用途に変更がないか。変更がある場合、所定の手続きを行っているか。<br>3．建物の内外に危険箇所はないか。<br>4．学校安全計画（児童への安全指導、職員研修等）を策定しているか。<br>5．毎学期１回以上、施設や設備の異常の有無について点検しているか。<br>6．設備について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図っているか。<br>7．非常口・非常階段・消火器等は、緊急時に速やかに利用できるか。<br>8．保育室等の清掃・衛生管理・保温・換気・採光及び照明は、適切になされているか。 | ①　2<br><br><br>①　2<br><br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価<br>①できている　②できていない |
|---|---|---|
| 2　施設設備 | 9．保育室等、園舎、園庭の基準面積を満たしているか。<br>（定員を弾力化している場合も満たしているか。） | ①　2 |
| | 10. 異年齢保育を実施している場合、乳児室と保育室を合わせて保育を行っていないか。 | ①　2 |
| | 11. 必要な園具、教具を備えているか。 | ①　2 |
| | 12. 乳児室又はほふく室には、常時、保育教諭が配置されているか。 | ①　2 |
| 3　教育・保育の状況<br>(1)入所園児 | 1．認可定員が遵守されているか。 | ①　2 |
| | 2．学級の園児数は、年度当初、満３歳以上満４歳未満の園児 25 人以下、満４歳以上の園児は 35 人以下となっているか。 | 1　② |
| | 3．満３歳以上満４歳未満の園児を 25 人を超えて 35 人以下と知事が認めている場合、府へ理由書を提出しているか。 | ①　2 |
| | 4．１号園児として入園する園児の選考は、公正に行われているか。 | ①　2 |
| (2)教育及び保育の計画 | 1．教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。 | ①　2 |
| | 2．毎学年の教育週数は、計画において 39 週以上となっているか。 | ①　2 |
| | 3．保育を必要とする児童に対する教育及び保育の時間は、原則として８時間としているか。 | ①　2 |
| (3)指導計画 | 1．園児の発達に即して園児一人ひとりが乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるよう指導計画を作成しているか。 | ①　2 |
| | 2．３歳未満児・障がい児の指導計画は、個別的な計画を立てるなどの配慮をしているか。 | ①　2 |
| | 3．園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っているか。 | ①　2 |
| (4)食育計画 | 1．全体的な計画に基づいて食育計画を作成し、教育及び保育の指導計画に位置付けているか。 | ①　2 |
| (5)指導要録 | 1．指導要録は適切に作成しているか。 | ①　2 |
| | 2．園児が進学、転園した場合に、指導要録の抄本又は写しを進学先、転園先の校長等に送付しているか。 | ①　2 |
| | 3．指導要録は適切に保存しているか。 | ①　2 |
| (6)虐待防止 | 1．虐待等の状況が見受けられないか確認し、不適切な養育の兆候が見られる場合、市町村等の関係機関と連携しているか。<br>また、発見あるいは疑われる場合には、速やかに通告しているか。 | ①　2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 ①できている | 評価 ②できていない |
|---|---|---|---|
| (6)虐待防止 | 2．施設において、(職員が園児に対して) 身体的、心理的、性的虐待及び放任放置等の行為が行われていないか。<br>また、施設として虐待等の不適切な保育の防止に取り組んでいるか。 | ① | 2 |
| | 3．保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの内容について理解しているか。 | ① | 2 |
| | 4．ガイドラインに記載された「2保育所等における対応」についての取組みを実施しているか。 | 1 | ② |
| | 5．幼稚園教諭、保育士又は保育教諭（保育士又は保育教諭にあっては、保育士登録を受け、保育士の名称を用いて業務に従事する者に限る）を任命し、又は雇用するときは、次に示すシステムを活用して、児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭免許又は保育士登録を取り消された者等の情報を確認する体制となっているか。<br>・特定免許状失効者等管理システム（幼稚園教諭免許状に関わるもの）<br>・保育士特定登録取消者管理システム（保育士登録に関わるもの） | ① | 2 |
| | 6．個人情報を適切に取り扱っているか。 | ① | 2 |
| (7)健康管理 | 1．学校医による定期健康診断等が実施されているか。 | ① | 2 |
| | 2．検診結果は適正に整備されているか。 | ① | 2 |
| | 3．健康診断の結果を保護者に伝えているか。また結果に基づく疾病の予防処置、治療の指示等、必要な措置をとっているか。 | ① | 2 |
| | 4．健康診断項目※は適切に実施されているか。<br>※「身長及び体重」「栄養状態」<br>「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」<br>「視力及び聴力」「眼の疾病及び異常の有無」<br>「耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無」<br>「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」<br>「心臓の疾病及び異常の有無」「尿」<br>「その他の疾病及び異常の有無」 | ① | 2 |
| | 5．感染症又は食中毒が発生、若しくは発生が疑われるときは、速やかに市町村等に報告するとともに、必要な措置を講じているか。 | ① | 2 |
| | 6．学校保健計画を作成しているか。 | ① | 2 |
| (8)保護者との連携 | 1．保護者との連携は適正に行われているか。 | ① | 2 |
| | 2．保護者に対する子育て支援に務めているか。 | ① | 2 |
| (9)開園時間等 | 1．適正に教育・保育時間、開園時間を設定しているか。 | ① | 2 |
| | 2．開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日となっているか。 | ① | 2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価<br>①できている　②できていない |
|---|---|---|
| (10)通園方法 | (通園を目的とした自動車を運行する場合)<br>1．児童の乗車時間は40分以内か。<br>2．安全対策はとられているか。<br>3．児童の置き去り防止の措置が講じられているか(出欠や降車の確認の徹底、添乗マニュアル等の整備、園内での研修等を通じた啓発など)。<br>4．自動車を運行する場合(通園以外も含む)、児童の乗降車の際に点呼その他の方法により児童の所在を確認しているか。<br>5．児童の送迎を目的とした自動車にブザー等児童の見落としを防止する安全装置を装備し、これを用いて児童の所在の確認(降車時に限る)を行っているか。<br>6．装備された安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合したものか。 | 対象外<br>1　2<br>1　2<br>1　2<br>1　2<br>1　2<br>1　2 |
| (11)地域との連携 | 1．子育て支援事業※を1事業以上実施しているか。<br>※「つどいの広場」「子育て相談」「一時預かり」「ファミリーサポート」「地域連携事業」(ただし、市町村からの補助若しくは委託事業除く)<br>2．子育て支援事業に専任する主幹保育教諭を配置しているか。 | ①　2<br>①　2 |
| 4　情報提供等 | 1．保護者や地域住民に対して、施設の運営や教育及び保育等に関する情報の提供を行っているか。 | ①　2 |
| 5　教育保育等及び運営状況の評価 | 1．教育及び保育並びに子育て支援事業について、適切な項目を設定し、自己評価を行っているか。<br>2．自己評価の結果を公表しているか。 | ①　2<br>①　2 |
| 6　避難・消防等訓練 | 1．非常災害に備え、適正に訓練を実施しているか。<br>(避難及び消火の訓練を月1回以上実施しているか。)<br>2．浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に施設が所在する場合、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施しているか。<br>3．災害発生時の連絡体制や子どもの引き渡し方法を決めているか。<br>4．非常災害対策計画を策定しているか。<br>5．業務継続計画(ＢＣＰ)を策定するよう努めているか。<br>6．不審者等の侵入防止等、不測の事態に備えた対応をしているか。<br>7．緊急時の連絡体制を整えているか。(職員・保護者・関係機関等) | ①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価<br>①できている　②できていない |
|---|---|---|
| 7　事故発生の防止及び発生時の対応 | 1．ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。 | ①　2 |
| | 2．その他の事故防止に努める等、事故防止対策を講じているか。<br>（プール活動や水遊びにかかる事故防止対策、遊具の安全点検等） | ①　2 |
| | 3．事故発生を防止するため、職員の共通理解や体制作りを図る等の措置を講じているか。 | ①　2 |
| | 4．児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。 | ①　2 |
| | 5．登園児や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して置き去りの防止を徹底しているか。 | ①　2 |
| | 6．児童が当日欠席する場合、保護者から園に連絡することを周知しているか。 | ①　2 |
| | 7．児童の欠席について保護者から連絡がない場合の対応ルールを定めているか。 | ①　2 |
| | 8．事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しているか。 | ①　2 |
| | 9．設備の安全点検、園児に対する安全指導、職員の研修その他安全に関する事項を定めた安全計画を作成しているか。 | ①　2 |
| 8　苦情解決 | 1．苦情解決システムがあるか。責任者を選任しているか。 | ①　2 |
| **Ⅲ．食事提供** | | |
| 1　運営形態 | 1．調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。 | ①　2 |
| | 2．必要な栄養量が確保されているか。 | ①　2 |
| | 3．あらかじめ作成された献立に従って食材を調達し、調理を行っているか。 | ①　2 |
| 2　食事内容 | 1．利用者に必要な種類の献立（アレルギー除去食・糖尿病食・減塩食・離乳食等）があるか。 | ①　2 |
| | 2．献立は、年間を通じて変化を持たせているか。 | ①　2 |
| | 3．嗜好調査、残食調査、検食等を適切に実施し、その結果等を献立に反映させているか。 | ①　2 |
| 3　給食経費に係る書類 | 1．給食経費に係る書類（発注書・納品書・請求書・在庫食品受払簿等）は、整備されているか。 | ①　2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価<br>①できている　②できていない |
|---|---|---|
| 4 その他 | 1．検食が、利用者の食事提供前に実施され、検食簿が整備されているか。<br>2．食事（給食）会議が適切に運営され、会議録が整備されているか。 | ①　2<br>①　2 |
| 5 衛生管理 | 1．食品及び食器、その他の設備、飲用水について、「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」に準じた衛生的な管理が、行われているか。<br>2．調理室での衛生管理は、大量調理施設衛生管理マニュアルや各種手引書を活用しＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施しているか。<br>3．保存食を適切に保管しているか。特に、原材料は可食部分を含め保存しているか。<br>（※原材料、及び、調理済み食品を、食品ごとに50ｇ程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、－20度以下で２週間以上保存）<br>4．調理従事者等の検便は、毎月１回以上、実施されているか。<br>また、検査項目に腸管出血性大腸菌（026、0111、0157）を加えているか。<br>5．調理従事者の雇入れや、配置換えの際には、調理作業に従事する前に検便を実施し、その結果を確認した後に調理作業に従事させているか。 | ①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2 |
| **Ⅳ．会計管理** | | |
| 1 経理体制 | 1．経理規程が制定されているか。<br>2．統括会計責任者や会計責任者が置かれ、それらの者とは別の現金管理責任者（出納職員）が置かれているか。<br>3．定款、法人が行っている事業の実態、法令等の事業種別等に基づき事業区分、拠点区分、サービス区分は適切に設定されているか。<br>4．勘定科目は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」　別添３に準拠しているか。 | ①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2 |
| 2 会計帳簿 | 1．正規の簿記の原則に従って適時に正確な会計帳簿を作成しているか。<br>2．計算書類に係る各勘定科目の金額は、主要簿（総勘定元帳等）と一致しているか。<br>3．基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産、無形固定資産）の金額は、固定資産管理台帳と一致しているか。<br>4．計算書類に係る各勘定科目の金額は、補助簿（現金出納帳、棚卸資産受払台帳、有価証券台帳等）と一致しているか。<br>5．経理規程に定められた会計帳簿（仕訳日記帳、総勘定元帳、補助簿及びその他の帳簿）は拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか。 | ①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2<br>①　2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価 ①できている | 評価 ②できていない |
|---|---|---|---|
| 3　計算書類等 | 1．法人が作成している計算書類は、経理規程と一致しているか。 | ① | 2 |
| | 2．計算書類が様式に従って作成されているか。 | ① | 2 |
| | 3．貸借対照表上、基本財産として表示されているものは定款の定めと対応しているか。 | ① | 2 |
| | 4．貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示されているか。 | ① | 2 |
| | 5．貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が１年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示されているか。 | ① | 2 |
| | 6．法人が作成している附属明細書は、経理規程と一致しているか。 | ① | 2 |
| | 7．法人全体及び拠点区分ごとに作成すべき附属明細書が全て作成されているか。 | ① | 2 |
| | 8．附属明細書が様式に従って作成されているか。 | ① | 2 |
| | 9．附属明細書の勘定科目と金額は、計算書類と整合性がとれているか。 | ① | 2 |
| | 10．財産目録が記載すべき事項及び様式に従って作成されているか。 | ① | 2 |
| 4　資産、負債の基本的な会計処理 | 1．資産は、原則として、取得価額（受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額）で計上されているか。 | ① | 2 |
| | 2．負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上されているか。 | ① | 2 |
| 5　収益、費用の基本的な会計処理 | 1．収益は、原則として、物品の販売又はサービスの提供等を行い、かつ、これに対する現金及び預金、未収金等を取得した時に計上され、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上されているか。（発生主義） | ① | 2 |
| | 2．収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益が計算されているか。 | ① | 2 |
| 6　内部取引 | 1．内部取引は相殺消去されているか。 | ① | 2 |
| 7　預貯金積立資産 | 1．残高証明書等により残高が確認されているか。 | ① | 2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価<br>①できている　②できていない |
|---|---|---|
| 8　徴収不能額 | 1．法的に消滅した債権又は徴収不能な債権がある場合、これらについて徴収不能額が計上されているか。 | ①　2 |
| 9　有価証券 | 1．満期保有目的の債券以外の有価証券で、市場価格のあるものは、時価で計上されているか。 | 1　2<br>対象外 |
| 10　経過勘定 | 1．経過勘定がある場合、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含まれず、また、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映されているか。 | ①　2 |
| 11　固定資産 | 1．有形固定資産は、定額法又は定率法のいずれかの方法に従い、無形固定資産は、定額法により、相当の減価償却が行われているか。 | ①　2 |
| 12　借入金 | 1．借入目的に応じた適切な勘定科目に計上されているか。 | ①　2 |
| 13　債権債務の状況 | 1．借入金（理事長に委任されていない多額の借財に限る）は、理事会の議決を経て行われているか。また、借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであるか。 | ①　2 |
| 14　引当金 | 1．賞与引当金や退職給付引当金、その他将来の特定の費用又は損失で、発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる取引がある場合に、引当金として計上されているか。<br>2．独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度が利用されている場合、毎期の掛金が費用処理されているか。 | ①　2<br>①　2 |
| 15　基本金 | 1．基本金は社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を寄附の種類に応じて計上されているか。 | ①　2 |

| 自己点検・自己評価項目 | | 評価<br>①できている　②できていない |
|---|---|---|
| 16 国庫補助金等特別積立金 | 1．社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から補助金、助成金、交付金等を受領した場合、国庫補助金等特別積立金として積立てを行っているか。<br>2．国庫補助金等特別積立金について、対象資産の減価償却費のその取得原価に対する割合に相当する額を取り崩しているか。<br>3．上記取崩し額は、サービス活動費用の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。<br>また、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損・処分損が計上される場合は、特別費用に控除項目として、当該資産に係る国庫補助金等特別積立金取崩額が計上されているか。 | ①　2<br>①　2<br>①　2 |
| 17 その他の積立金 | 1．その他の積立金は、理事会の決議を経た上で、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産が積み立てられているか。<br>2．その他の積立金の積立は、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に行われているか。<br>3．その他の積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該その他の積立金を同額取崩しているか。 | ①　2<br>①　2<br>①　2 |
| 18 補助金 | 1．補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。 | ①　2 |
| 19 寄附金 | 1．金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。<br>2．経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益に計上されているか。<br>3．寄附金申込書、寄附金領収書（控）、寄附金台帳の記録は全て対応しているか。 | ①　2<br>①　2<br>①　2 |
| 20 共通支出（費用）の配分 | 1．共通支出（費用）の配分は、合理的な基準に基づき適切に行われているか。 | ①　2 |
| 21 注記 | 1．該当する事項がない場合、項目名の記載が省略できる注記事項と項目名の記載が省略できない注記事項が区分され、省略できない事項において該当する事項がない場合には、「該当なし」と記載されているか。<br>2．注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合性がとれているか。 | ①　2<br>①　2 |